

業 務 仕 様 書

1 業務名

厚別西児童会館 灯油漏洩対策業務

2 履行場所

厚別西児童会館（札幌市厚別区厚別西2条4丁目）

3 業務内容

参考資料（令和7年度厚別西児童会館灯油汚染範囲調査結果）を踏まえ、作業を行うこと。
油汚染深度は、図1の通り。掘削する深度については、GL0～-0.5mを残土として処理し、
GL-0.6m～-1.5mの範囲を油汚染土として処理する。

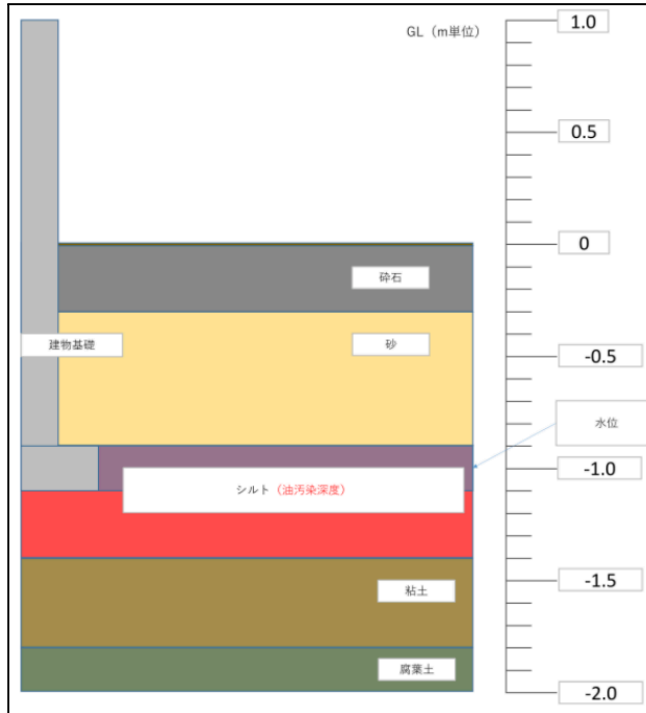


図1：汚染深度 想定断面図

(1) 建物床下 油分解剤注入・浄化

- ① 床下に注入管を設置し、注入用ホースを既設通気口から出す。
- ② 基礎周りを深さ1.5m 溝堀して土留する。また4箇所釜場を設ける。
- ③ 歩行者や児童の安全確保のため、業務期間中は、仮設スペースの周りに安全柵を設ける。
- ④ 溝堀で発生した油汚染土は産業廃棄物として処理する。
- ⑤ ①で設置した注入管に仮設スペースから希釈した油分解剤（油とりクリーナー）を注入する。
- ⑥ 溝堀した釜場から汚物ポンプで仮設スペースの油水分離槽に揚水する。油水分離槽で油を分離し、水は希釈水として再利用する。
- ⑦ ⑤,⑥を油臭・油膜が無くなるまで繰り返す。浄化の終了時には、委託者に報告を行うこと。

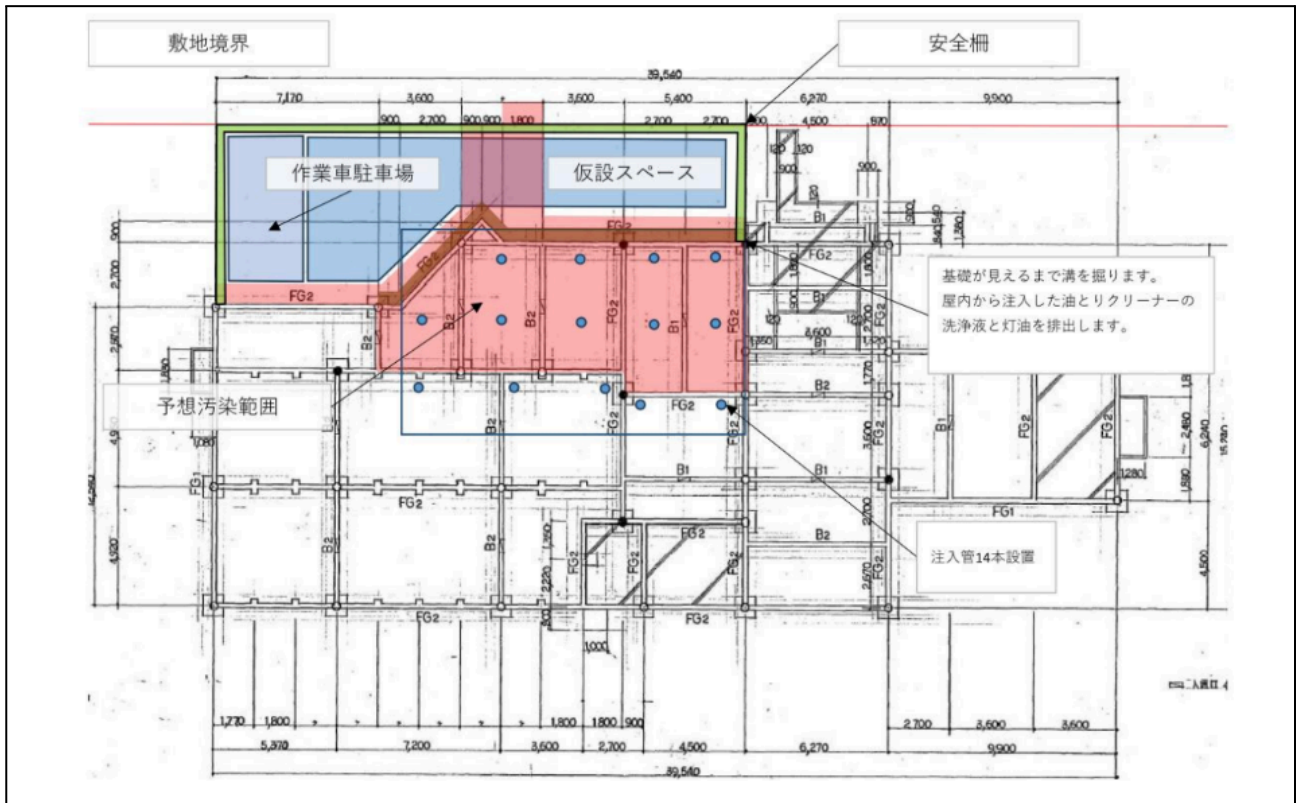


図2：仮設範囲・作業対象範囲図

(2) 建物周囲 汚染土掘削入れ替え

- ① (1)の終了後、屋外（歩道部含む）の油汚染土を掘削し、良質土に入れ替える。
埋め戻しは埋め砂程度、建物周囲は化粧砂利（ピリ砂利20-5程度）とする。
- ② 歩道部については、過年度に行ったボーリング調査跡も含めて、舗装復旧する。
- ③ 入替作業に樹木・生垣等が支障になる場合は、委託者と協議の上、撤去する。

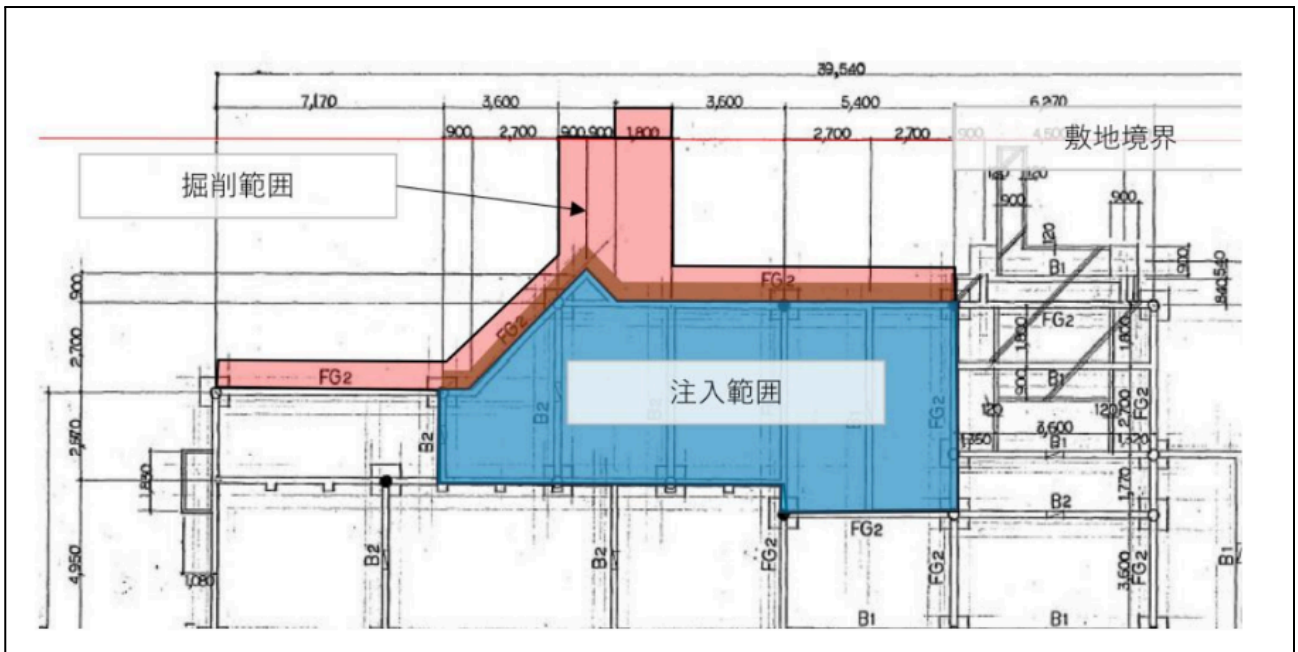


図3：掘削・入替範囲

4 履行期間
契約締結の日から令和8年12月18日まで

5 修繕等の現場条件

- 作業日及び作業時間は、原則、平日・土曜の午前8時45分から午後5時までとする。作業日時は、委託者及び児童会館と協議の上、決定すること。
- 平日の午後2時以降は子どもの来館が増えるため、安全に配慮して作業を行うこと。

6 一般的事項

(1) 業務現場の安全管理

労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）第30条第2項の規定に基づき、同法第30条第1項する措置を講ずべき特定元方事業者として指定された時は、関係法令に従い必要な措置を講ずる。

(2) 公衆災害の防止及び安全管理

受託者は修繕業務等に当たって、安全施工を図り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を順守しなければならない。また、有害ガス又は引火性ガスの発生の恐れがある場合は安全を確認し作業を行う。

(3) 建設副産物対策

「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」を順守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。

本法律の対象となった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。

7 提出書類

事業に掲げる書類を委託者に引き渡すものとする。これに寄らない場合は、あらかじめ担当職員と協議し、承諾を得ること。

書類名	掲載内容	提出期限
日程表（概略）・ 仮設計画図	仮設計画図には安全対策を明記	契約後10日以内 ※日程表・仮設計画図作成後、委託者及び児童会館と打ち合わせを行う。
業務報告書	業務写真（作業前、作業中、作業後の状写真を撮影）、マニフェスト	完了時
完了届	担当職員が指定する様式	完了時

8 負担区分

- (1) 水栓については、施設の水道設備を貸与する。その他業務の履行に必要な用具、機材及び資材等は受託者負担とする。
- (2) 受託者の駐車は、図2内の仮設スペース内に収めること。

9 その他

- (1) 業務にあたり必要な道路占用許可等や水道局への工事開始通知などの手続きを、受託者が行うこと。
- (2) 本業務の内容や施工部分及び業務仕様書等に疑義がある場合、この仕様に定めがない事項がある場合は、速やかに業務担当職員と協議を行うこと。なお、協議を行った場合は協議記録を作成し、提出するものとする。
- (3) 業務作業中における事故の発生や異変があった場合は、速やかに業務担当職員に連絡をすること。なお、業務担当職員と連絡が取れない場合は、施設管理者に連絡を行うこと。
- (4) 本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷軽減に努めること。
- (5) 発生材の処理は適法に処理を行うこと。
- (6) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行にあたること。